

大阪市区政推進基金条例案

(設置)

第1条 各区のめざす将来像の実現に向けた施策その他区のまちづくりに係る施策の推進を図る資金に充てるため、大阪市区政推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金に属する財産)

第2条 基金に属する財産は、寄附金、寄附財産の処分に係る収入その他一般会計からの繰入金をもって充てる。

(有価証券による運用)

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(施行の細目)

第5条 基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(大阪市民活動推進基金条例の廃止)

2 大阪市民活動推進基金条例（平成19年大阪市条例第27号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前項の規定による廃止前の大阪市民活動推進基金条例に基づく大阪市民活動推進基金に属する財産は、施行日に基金に繰り入れるものとする。

平成25年 3 月 1 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

各区のめざす将来像の実現に向けた施策その他区のまちづくりに係る施策の推進を図る資金に充てる基金を設置するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

(基 金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 - 7 省 略

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

大阪市市民活動推進基金条例

(設 置)

第1条 本市における市民活動団体（大阪市市民活動推進条例（平成18年大阪市条例第19号）第2条第2号に規定する市民活動団体をいう。）の市民活動の推進に関する施策の推進を図る資金に充てるため、大阪市市民活動推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金に属する財産)

第2条 基金に属する財産は、寄附金、寄附財産の処分に係る収入その他一般会計からの繰入金をもって充てる。

(有価証券による運用)

第3条 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(施行の細目)

第5条 基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。